

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

December 2022

EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- December 2022 -

台湾における移転価格税制上の留意事項



本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

▶ はじめに

グローバル化においては、多国籍企業間の取引がますます頻繁となり、サプライチェーンにおける取引から派生する移転価格に関する税務問題が増加します。移転価格報告書は、税務当局が関連者間取引に関する内容について手に入れる最初の資料となります。

では、移転価格報告書を作成する際に注意すべきことは何か。今回のJBS NEWSLETTERでは、台湾の移転価格税務の基本及び台湾国税局の審査ポイントを踏まえて、営業損失であるが営業外の投資による利益獲得や、比較可能対象／取引の検索、海外取引単体の損益、年度末の移転価格一括調整について説明します。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 台湾における移転価格報告書の概要
- ▶ 移転価格報告書の注意事項と国税局の審査ポイント
 - ▶ 営業損失であるものの営業外の投資によって利益を獲得している場合
 - ▶ 比較可能対象／取引検索における比較可能性
 - ▶ 海外取引単体の損益(海外におけるタックスヘイブンの議題を含む)
 - ▶ 年度末における移転価格一括取引による調整

台湾における移転価格報告書の概要

移転価格の問題とは

移転価格とは、営利事業者と関係者が関連者間取引を行うにあたり制定した価格や利益のことを指します。第三者間での取引ではマーケットのメカニズムを通じて価格が決定される（独立企業間価格と言います）ケースが多いものの、取引の当事者が親子会社間のような関係にある場合には、市場価格によって取引が行われるとは限らず、どちらか一方に有利となるように定められる可能性もあります。取引価格は最終的には課税所得や納税額にも影響を与えるため、自国の税収に不利とならないように世界各国で移転価格税制が採用されています。



移転価格報告書とは

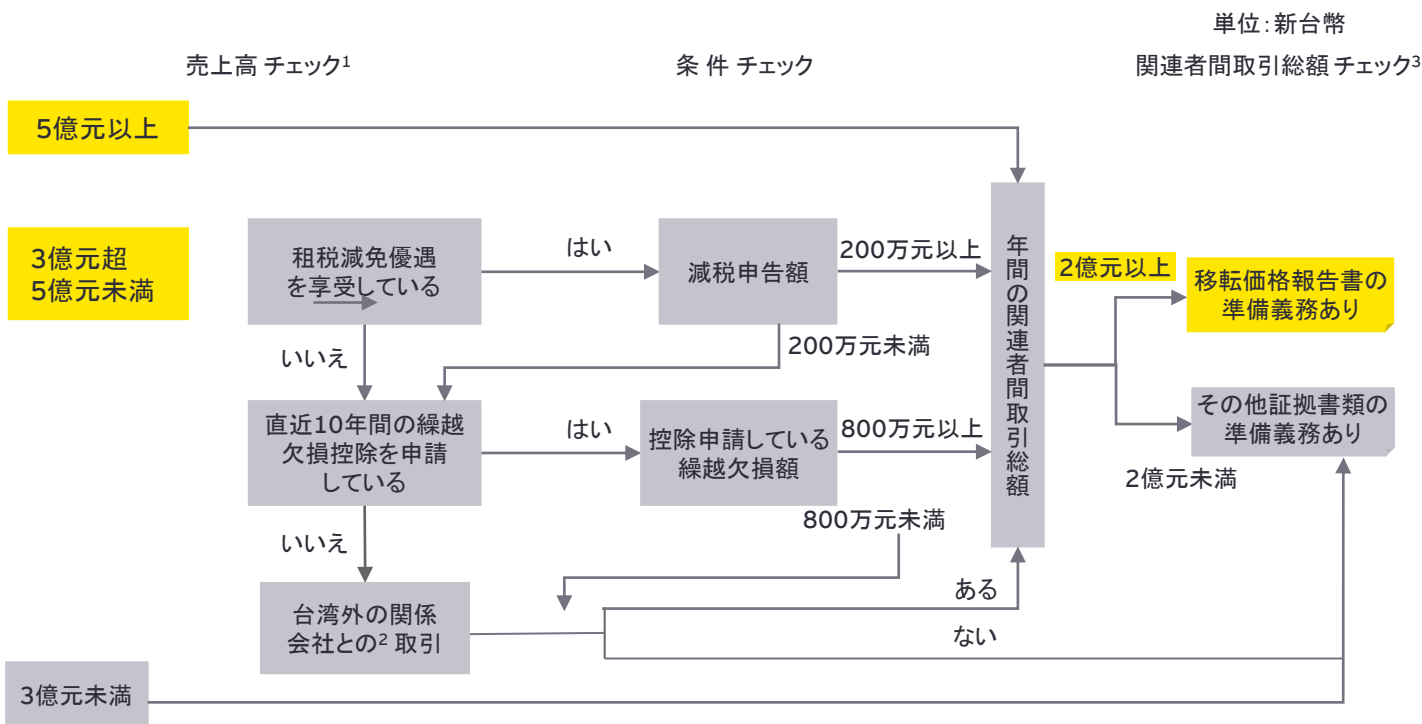
移転価格報告書とは、産業経済分析、各当事者の機能とリスクの分析、これに基づく比較可能な情報と検討をもって、関連者との取引が移転価格関連規定に合致していることを示すための書類を言います。台湾における移転価格関連規定はOECDの定めるモデルに準拠しています。

<p>関連企業とは？</p>	<p>直接または間接的に議決権割合の20%以上を保有する場合等、支配従属関係があるものとされる</p>
<p>対象取引種類は？</p>	<p>有形資産または無形資産の移転または使用、交換、贈与、その他取引や、役務の提供、資金の運用等、幅広く対象となっている</p>
<p>独立企業間取引の原則に従うとは？</p>	<p>各社の機能とリスク、契約条項等を踏まえて、最適な独立企業間価格を算定し、この範囲内に属するかを確認する</p>

台湾における移転価格報告書の概要(続)

移転価格報告書の提出義務

下記のセーフハーバー規定によって免除される会社を除き、企業は移転価格報告書を準備する必要があります。報告書は、会計年度終了後5カ月以内に準備を行い、税務当局から書面による通知が到達した日から1カ月以内に提出をします(ただし、最大1カ月の延長が認められています)。



1. 年間営業収入純額及び非営業収入の合計額
2. 金融持株会社または企業合併法の規定を適用する会社または子会社の場合は、台湾外の関係会社の有無の判断をしなければならない
3. 取引形態のパターン、または営利事業者の収入に係る取引であるか支出に係る取引であるかを問わず、絶対額をもって年間総額に合算しなければならない

出典: 財政部「移転価格審査準則」よりEY台湾にて作成

台湾における移転価格税制上の留意事項

移転価格上の留意事項と国税局の審査ポイント

では、移転価格報告書の作成にあたって注意すべき事項、及び国税局の審査のポイントはどこか。主に、下記の項目が挙げられますが、このうち、今回は、営業損失であるが営業外の投資による利益獲得や、比較可能対象／取引の検索、海外取引単体の損益、年度末の移転価格一括調整について、説明をします。



台湾における移転価格税制上の留意事項(続)

営業損失であるものの営業外の投資によって利益を獲得している場合

もし、台湾における親会社に営業損失が発生していながら、営業外の投資によって利益を獲得している状況は移転価格の重点審査項目のTOP10の1つであり、主管機関によって調査対象とされる可能性が高いです。この場合、会社は営業損失の原因について、詳細に分析をすることが望まれます。もし、営業損失の発生が不可抗力による特殊な事由(例えば、地震、天災、または新型コロナウイルス感染症(COVID-19)など)による結果であれば、移転価格報告書において、詳細な理由を説明した上、特殊な事由に基づく一次的な調整を行い、正常な状況(不可抗力による特殊な事由がない状況)における会社の利益状況を説明することが望まれます。

もし、営業損失の発生が不可抗力による特殊な事由による結果でない場合、価格設定ポリシーの妥当性を検討し、独立企業間取引原則に則すよう適正な価格調整を行うことが望まれます。

比較可能対象／取引検索における比較可能性

移転価格の経済分析において、その検証対象／取引と全く一致する比較可能対象／取引を見つけることは実務的に不可能ですが、対象を検索するにあたって、比較可能性は最も考慮すべき重要な要素となります。比較可能性が高ければ高いほど信頼性が高くなり、算出された独立企業間価格レンジがより比較に値するものとなります。

比較可能対象／取引を検索するにあたって、考慮すべき点は以下のとおりです。

- ▶ 機能
例えば、製造機能を担う検証対象には同様に製造機能を担う比較可能対象を検索すべきであり、販売機能を担う検証対象には同様に販売機能を担う比較可能対象を検索すべきです。
- ▶ 産業及び製品
キーワード及び産業コードによる、同一産業または類似製品を検索します。
- ▶ 部門別の財務情報
もし、比較可能対象の製品が多岐にわたる場合、比較可能性を高めるためには、部門別の財務情報にて比較をします。
- ▶ 連続欠損
連続で欠損が生じている会社は、比較可能対象から排除すべきです。
- ▶ 独立性
独立性が不足する会社は、比較可能対象から排除すべきです。
- ▶ 財務情報がない、又は設立年数が浅い会社
財務情報がない、又は設立年数が浅い会社は、比較可能対象から排除すべきです。
- ▶ 事業規模の差が大きい
事業規模の差が大きい会社は、比較可能対象から排除すべきです。
- ▶ 開発費割合の差が大きい
開発費割合の差が大きい会社は、比較可能対象から排除すべきです。
- ▶ 固定資産比率の差が大きい
固定資産比率の差が大きい会社は、比較可能対象から排除すべきです。なお、特に、総資産利益率を利益水準の指標とした分析報告書については留意が必要です。
- ▶ 地域
原則としては、現地国の比較可能会社を優先的に検索します。サンプル数が不足する場合、検索範囲をアジア太平洋地域まで拡大します。それでも不足する場合、グローバルまで拡大します。
- ▶ 前後年度の一貫性
数年連続で比較可能対象の再検索を行う場合や特殊な要因でサンプル数が不足する場合(例えば、比較可能会社の財務情報が非開示となる場合)を除いて、原則として前後年度は一貫すべきです。

台湾における移転価格税制上の留意事項(続)

海外取引単体の損益の事例

台湾の親会社にて設立された海外子会社の利益が明らかに高い場合、または明らかに低い場合、各国の主管機関による重点審査対象となる可能性があります。

以下、具体的な事例を基に主管機関の調査ポイント及び会社側の対策を説明します。

海外取引単体の利益が明らかに高いケース

事例1: 子会社の帳簿上、関連者取引が全くない場合

▶ 各国の主管機関の税務審査のポイント

実務上、「帳簿上、関連者取引がなければ、移転価格に係るリスクもない」と誤解されることがありますが、実際には、台湾の主管機関は損益計算書において利益が明らかに高いことを発見すれば、当該利益が、海外子会社の自社開発によって生じたものか、それとも親会社の無形資産及び開発成果によって生じたものか、その原因について会社に説明が要求されます。その原因が、前者である場合には移転価格に係るリスクはないですが、後者である場合、主管機関は当該親会社に対して海外子会社から技術ライセンス料やロイヤリティ費用をもらうよう要求をします。

▶ 会社側の対策案

もし、利益が明らかに高い理由が海外子会社の自社開発によるものである場合、利益獲得の理由を説明できるよう、移転価格報告書及び証拠書類(開発チーム、開発計画及び成果などの関連資料を含む)を準備しておくことが望まれます。他方、もし、利益が明らかに高い理由が親会社の無形資産及び開発成果によるものであれば、移転価格報告書を準備し、技術ライセンス料またはロイヤリティ費用の合理的な料率を分析した上、海外子会社に請求することが望まれます。

事例2: 子会社の帳簿に関連者取引が一部ある場合

▶ 各国の主管機関の税務審査のポイント

子会社の帳簿に関連者取引が一部ある場合、台湾の主管機関は、関連者取引と非関連者取引に区分して比較分析を行うことを要求し、この関連者取引が独立企業間取引原則に則したものか説明を求めます。また、非関連者取引においても、親会社の無形資産及び開発成果を利用しているかについて説明を求めます。

▶ 会社側の対策案

配分基準(Allocation Key)は、主管機関の審査ポイントであり、取引の区分及び比較分析を行う場合、特に原価及び費用の配分の妥当性について留意する必要があります。なお、無形資産及び開発成果の利用については事例1の説明のとおりです。

台湾における移転価格税制上の留意事項(続)

海外取引単体の損益の事例(続)

海外取引単体の利益が明らかに高いケース

事例3:子会社の帳簿上、関連者取引のみの場合

▶ 各国主管機関の税務調査ポイント

子会社の帳簿上、関連者取引のみの場合、子会社の利益獲得は親会社の価格設定ポリシーによります。特に親会社の支配下で事業活動を行っている場合、関連するサプライチェーンの各社のうち、当該子会社に妥当な利益配分がなされるべきです。もし、明らかに高い利益を獲得している場合、台湾の主管機関の調査ポイントとなる可能性が高いです。

▶ 会社側の対策案

移転価格報告書を準備した上、製造機能または販売機能を担う海外の子会社に配分された通常利益(Routine Profit)を分析・説明すべきです。そして、通常利益以外の残余利益(Residual Profit)において、利益の帰属及び対策を確認するため、当該利益の獲得が、子会社の自社開発によるものか、それとも親会社の無形資産及び開発成果によるものかについて検討をすべきです。関連の内容は事例1の説明のとおりです。

海外取引単体の利益が明らかに低いケース

もし、海外子会社の利益が明らかに低い場合、現地の主管機関の税務調査対象とされやすく、二重課税の状況が発生する可能性が高いです。グループ内各社に適正な利益配分を行うため、会社は、価格設定ポリシーの妥当性を検討し、年度内において適時適切な価格調整を行うことが望まれます。

年度末における移転価格一括取引による調整

海外関連会社との仕入取引に対して、会社が年度末の移転価格一括取引調整を行う場合、2019年11月15日に財政部より公布された「台財税字第10804629000号」の解釈令に基づき、輸入申告書に「年度末における移転価格一括取引調整」と注記し、コマーシャルインボイス(中文:「預估商業發票」)及び貨物課税価格申告書(中文:「貨價申報書」)を添付し、関税法第18条第3項第3号の規定に基づく税関による暫定課税価格にて計算された保証金を納付することで、通関申請を行うことができます。また、会社は、会計年度終了後1カ月以内に、税関に関連申請書及び書類を添付して、関税法に基づく課税価格の査定を申請し、査定後、納付すべき税金の過不足に応じて、輸入関税の納付、又は税関で代理徴収された税金の還付を行います。

このように、法令規定から見れば、会社は年度末における移転価格一括取引調整を行うことができるものとされていますが、実務上、事前にその実行可能性について検討することが望まれます。これは、年度内の取引件数が非常に多いグローバル会社にとって、以下の関連規定によって困難が生じることがあるためです。

- ▶ (年度末ではなく)年度内において、会社の製品輸入にあたって「年度末における移転価格一括取引調整」の適用をするものを事前に区分する必要がある点、また、輸入申告書の「特殊関係」コード欄には「138」を、「納税弁法」コード欄には「65」をそれぞれ記入し、「その他申告事項」欄に注記をする必要がある点。
- ▶ 法令規定に基づき、年度末において移転価格一括取引調整を行う場合、調整後の結果は、必ず独立企業間取引レンジに収束しなければならず、さらに、証憑(しょうひょう)として移転価格報告書を作成する必要がある点。

台湾における移転価格税制上の留意事項(続)

EYの観察とアドバイス

グローバル化においては、多国籍企業間の取引がますます頻繁となり、移転価格に関する注意すべき事項も増えてきます。

台湾の親会社より設立された海外子会社において、明らかに利益が高い場合、または明らかに低い場合、各国の主管機関より重点審査の対象と成り得るため、慎重に対策を検討する必要があります。

台湾の親会社が営業損失でありながら営業外投資によって利益を獲得しているケースは、移転価格における重点審査TOP10の1つであり、主管機関より調査対象とされる可能性が高いです。移転価格の関連法規に則すよう、営業損失の原因を詳細に分析・説明すること、または価格設定ポリシーの調整を行うことが望まれます。

検証対象／取引の対象を検索するにあたっては、その比較可能性について特に留意すべきです。これは、比較可能性が高ければ高いほど信頼性が高くなり、算出された独立企業間価格レンジがより比較に値するものとなるためです。

もし、年度末における移転価格一括取引調整を予定している場合には、台湾では関連する法令規定が完備されているものの、実務上は、年度内に取引件数が非常に多いグローバル企業にとって困難があります。このため、事前にその実行可能性について検討することが望まれます。

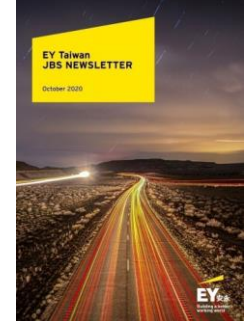
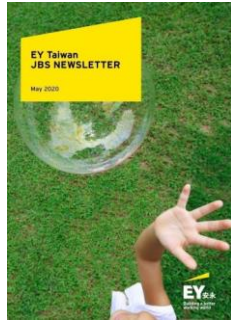
会社は租税に関する計画及び管理を行い、主管機関に指摘される可能性があるポイントを十分に理解した上で適宜対策を練ることが、移転価格リスクの軽減と有効な税対策につながります。



JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2022年11月	入境開放-アフターパンデミックでの人材異動に係る台湾入境ガイド-
2022年10月	国境を越えたりリモートワークの課題
2022年9月	台湾における移転価格報告書の注意事項と個別取引テストについて
2022年8月	外国特定専門人材の申請方法-ゴールドカード vs 就労許可
2022年7月	産業創新条例のポイントとよくある質問
2022年6月	改めて整理しておきたい日台租税協定の適用
2022年5月	コロナ禍における董事会、株主総会開催方法の整理と感染拡大に伴う所得税申告期限等の延長
2022年4月	外国人従業員に係る個人所得税申告の留意点
2022年3月	台湾税務当局の注意喚起を踏まえた税務上の基本事項と留意事項(棚卸資産の廃棄と支払手数料)
2022年2月	台湾税務当局の注意喚起を踏まえた会計・税務上の基本事項と留意事項(売上計上時点、売上値引の計上)
2022年1月	台湾における外国人に対する減税の検討-新旧制度把握
2021年12月	台湾における外国人の3大重点ポイント(台湾入境・租税優遇・給与税務申告)
2021年11月	台湾における日系企業から多く頂くご質問(法人所得税編②)

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

企業税務サービス

劉惠雯 稅務服務部營運長
02 2757 8888 88858
heidi.liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2757 8888 88870
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師
02 2757 8888 88872
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師
02 2757 8888 88875
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2757 8888 88873
anna.tsai@tw.ey.com

林志翔 執業會計師
02 2757 8888 88876
michael.lin@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師
07 238 0011 88990
ben.wu@tw.ey.com

曹盛凱 執行總監
02 2757 8888 67151
kelvin.tsao@tw.ey.com

JBS

清本 雅哉 副總經理
02 2757 8888 88830
masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

橋本 純也 協理
02 2757 8888 66458
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理
02 2757 8888 20652
naoki.mochigi1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、ey.com/privacyをご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイトey.comをご参照ください。

EY台湾は中華民國の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2022 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

00754-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

